

所管課	地域福祉部生活福祉課								
施策の大綱	まちづくりの目標(章)	施策分野(節)		施 策					
	第2章 共生共感都市	08 社会保障	04 生活保護制度を適正に運用する						
事業：生活支援扶助事業							整理番号 0058		
目的	生活困難者に対する支援を行う。								
目標	生活困難者に対する支援を行い、自立を助長する。								
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)	8,392	コスト情報・評価	総コスト(千円)	9,979	総合評価	妥当性	A	
	一般財源	0		内訳	事業費		8,392	効率性	A
	国府支出金	8,392			人件費		1,587	有効性	B
	地方債	0		公債費	0	事業の目的や要件等に基づき、適正に事業を実施した。			
	その他特定財源	0		一人あたり(円)	88				
				世帯あたり(円)	212				
貢献度	施策に対する事業貢献度	A	根拠	退職者で住宅の維持に困っている人に対して、的確に本制度を実施し、大変貢献した。					
今後の方向性	平成25年度においては、住宅支援給付と名称を変更して、引き続き実施する。								

事業優先順位	1	細事業：住宅手当緊急措置事業					整理番号	02	
目的	離職した人で常用就労の意欲のある人のうち、住宅を失っている人又は失うおそれのある人を対象として、原則6ヶ月間、賃貸住宅等の家賃として住宅手当を支給するとともに再就職に向けた支援を行う。								
目標	住宅手当緊急特別扶助費 10,000,000円により、住宅手当支援対象者に原則6ヶ月間、家賃として住宅手当を支給するとともに、支援期間中に、再就職に向けた就労支援を行う。								
事業実施主体	直営	事業開始年度	平成21年度	根拠法令					
事業費・財源	財源内訳	事業費(決算額)(千円)	平成24年度	比較	コスト情報・従事職員数	総コスト(千円)	平成24年度	比較	
		一般財源	0			事業費	8,392		
		国府支出金	8,392			内訳	人件費	1,587	
		地方債	0			公債費	0		
		その他特定財源	0			一人あたり(円)	88		
			0			世帯あたり(円)	212		
			0			職員数(人)	0.20		
			0			再任用職員数(人)	0.00		
今後の方向性	住宅支援給付と名称を変更して、引き続き支給することとなる。								
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	平成19年10月1日以降に離職した人で常用就労の意欲のある人のうち、住宅を失っている人又は失うおそれのある人				
	A	A	B						

事業：生活支援扶助事業

日本の経済状況は、構造的な景気低迷が続き、国際的に見て低水準であった日本の完全失業率は上昇に転じ、特に長期失業者や若年層の失業者が増加している。また、長期にわたる景気低迷やグローバル化による流動的で厳しい市場競争環境に対応する必要性等から、近年は、全就業者に占める非正規雇用労働者の割合が大幅に上昇している。非正規雇用労働者は、雇用が不安定であるばかりでなく、一般的に正規雇用労働者に比べて賃金が低く能力開発の機会が十分に提供されていないことも多く、そのため、安定した経済的基盤や職業キャリアを築くことができない状況にあり、経済的に困窮する人が増加している。

このような状況において、特に、離職したことによって生活に困窮する者に対する賃貸住宅等の家賃の支給等により、生活支援活動を実施した。

細事業：住宅手当緊急措置事業

厳しい経済・雇用情勢の中で、離職者が再就職できるよう、生活や住宅の支援を行う新たなセーフティネットの一環として、また、雇用施策を補完する取組みとして、住宅手当緊急特別措置事業が創設された。

この制度は、離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を失った又は失うおそれのある人を対象として、原則6カ月間を限度として住宅手当を支給するとともに、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うものであり、国が制定した制度で、市が実施主体である。

支給対象者の要件、内容等は下記のとおりで、平成24年度の支給人数は12人（当初支給分11人、延長支給分1人）、支給総額は1,474,100円となっている。なお、支給人数のうち、9人が就労した。

【住宅手当の支給対象者要件】

- ①平成19年10月1日以降に離職したこと
- ②離職前に、主たる生計維持者であったこと（離職前においては主たる生計維持者ではなかったが、その後、離婚等により申請時においては主たる生計維持者となっている場合を含む）
- ③就労能力及び常用就職の意欲があり、公共職業安定所（ハローワーク）への求職申込みを行うこと又は現に行っていること
- ④住宅を喪失していること又は喪失するおそれがあること
- ⑤申請日の属する月における申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の収入の合計額が次に定める収入基準額であること
 - ・単身世帯：84,000円/月 に家賃額を加算した額未満
 - ・2人世帯：172,000円/月 以内
 - ・3人以上世帯：172,000円/月 に家賃額を加算した額未満
- ⑥申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の預貯金の合計が次の金額以下であること
 - ・単身世帯 50万円
 - ・複数世帯 100万円
- ⑦雇用施策による貸付等及び地方自治体が実施する住宅等困窮離職者に対する類似の貸付又は給付を、申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族が受けていないこと。
- ⑧申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族のいずれもが暴力団員でないこと

【住宅手当の支給条件】

- ①毎月1回以上、公共職業安定所（ハローワーク）へ出向いて職業相談を受けること
- ②毎月2回以上、市役所の支援員等による面談等の支援を受けること
- ③原則1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること

※なお、住宅手当緊急措置事業は平成25年度から住宅支援給付事業と名称と支給要件及び支給条件等を変更して実施している。